

社会資本整備審議会河川分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第 10 条の規定に基づき、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会河川分科会長
松原 青美

（小委員会の設置）

第 1 条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

（小委員会の委員）

第 2 条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第 4 条第 5 項の「委員等」という。以下同じ。）は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

（委員長）

第 3 条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を河川分科会長に報告するものとする。

（議事）

第 4 条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第 4 条から第 7 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 27 日から施行する。